

所定外労働の削減、年次有給休暇取得促進行動計画

平成27年9月10日
(一財) 山口県施設管理財団

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年10月1日～平成32年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1：平成28年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 平成27年10月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成27年11月～ 事務所内検討委員会（役付会議）での検討開始
- 平成28年 1月～ ノー残業デーの実施
事務所内職員へ毎月周知

目標2：平成29年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり、平均年間12日以上とする。

〈対策〉

- 平成27年10月～ 年休の取得状況について実態を把握
- 平成27年11月～ 事務所内検討委員会（役付会議）での検討開始
- 平成27年12月 計画的な取得に向けた実施方策の決定
- 平成28年 1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始